

令和4年度 保育所等入所のご案内

- 1 教育・保育給付認定申請と保育所等の利用について
 - (1) 教育・保育給付認定とは
 - (2) 保育所等を利用できる人（保育の必要性の事由）
 - (3) 利用時間について（標準時間と短時間）
- 2 申込み方法について
 - (1) 令和4年4月1日からの入所申込み
 - (2) 町外の保育所の利用（広域入所）
- 3 入所申込みに必要な書類について
- 4 保育料について
 - (1) 保育料の決定方法
 - (2) 保育料の軽減
 - (3) 保育料の納付方法
 - (4) 給食費について
- 5 入所後の手続きについて
 - (1) 現況届及び次年度利用申込みの手続き
 - (2) 申請内容に変更があった場合
 - (3) 支給認定証について
- 6 その他
 - (1) ファミリー・サポート・センターについて
 - (2) 認可外保育施設を利用する場合

- 支給認定証（見本）
- 河津町保育料一覧表
- 河津町の教育保育施設

河津町役場 健康福祉課 福祉介護係 電話 0558-34-1937
〒413-0595 河津町田中 212-2

1. 教育・保育給付認定申請と保育所等の利用について

(1) 教育・保育給付認定とは

保育所等の利用を希望する保護者の方は、利用のための教育・保育給付認定【保育の必要性の認定】を受ける必要があります。教育・保育給付認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。認定区分によって利用できる施設や時間が決まります。

保育所等を利用するためには、2号または3号認定を受ける必要があります。

3つの認定区分

対象となる子ども		認定区分	利用区分	利用できる施設
3歳以上	教育を希望	1号認定 【教育標準時間認定】	教育標準時間	幼稚園
	「保育を必要とする事由」に該当し 保育所等での保育を希望	2号認定 【満3歳以上・保育認定】	保育標準時間 保育短時間	保育園
3歳未満		3号認定 【満3歳未満・保育認定】	保育標準時間 保育短時間	保育園 家庭的保育* 事業所内保育*

さらに2号・3号認定は、保護者の就労形態などにより、次の2つの利用区分に分けられます。

- ・保育標準時間（最長11時間利用）：月120時間以上の労働、フルタイム就労
- ・保育短時間（最長8時間利用）：月52時間以上120時間未満の労働、パートタイム就労

*家庭的保育と事業所内保育は「保育短時間」のみとなります。

(2) 保育所等を利用できる人(保育の必要性の事由)

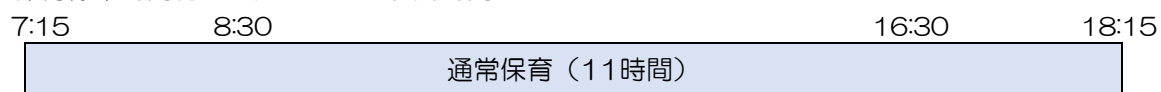
2号・3号認定を受けて、保育の利用申込みができるのは、保護者のいずれもが次のいずれかの事由に該当する場合です。新2号・3号認定も同じ基準です。

保護者の状況		利用区分	認定の有効期間
就労	月52時間以上就労している場合	標準時間認定 短時間認定	就学前まで
妊娠・出産	妊娠中であるか出産後間がない	標準時間認定	産前産後各8週の 月初から月末まで
疾病・障害	病気や障害がある場合	申請内容による	療養を必要としなくなるまで
介護・看護	病人や障害者を介護・看護している場合	申請内容による	介護を必要としなくなるまで
災害復旧	災害などの復旧に当たっている場合	標準時間認定	必要な期間
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合	短時間認定	90日目が属する月の 末日まで
就学	学校・職業訓練校に在学している場合	申請内容による	必要な期間
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	標準時間認定	必要な期間
育児休業中の 継続利用	既に保育を利用している子どもがいて、 下の子の育児休業を取得した場合	短時間認定	育児休業対象児童が1歳を迎える年 度末まで

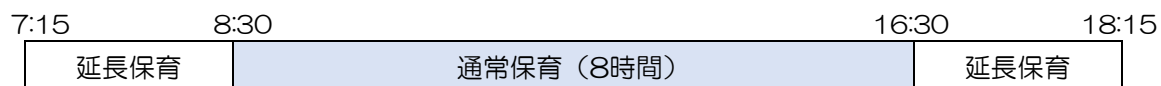
(3) 利用時間について(標準時間認定と短時間認定)

(わかば保育園の場合)

◎保育標準時間認定を受けた人の利用時間



◎保育短時間認定を受けた人の利用時間



※保育短時間認定を受けた人が延長保育を利用すると、保育料とは別に延長保育料が発生します。
延長保育料は無償化の対象となりません。

2. 申込み方法について

(1) 令和4年4月1日からの入所申込み

① 【教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等利用申込書の提出】

「認定の申請」と「利用の申込み」は同時に行います。(→P4申込みに必要な書類)

令和3年11月26日(金)までに健康福祉課へ提出してください。

② 【審査・調整】

申請書等をもとに認定要件を満たしているか審査します。入所申込者が定員を超えた場合は利用調整を行います。家庭状況や就労状況の確認のため、面接や自宅訪問のほか、勤務内容について勤務先に確認することがあります。

③ 【支給認定・入所決定】(1月)

「支給認定証」と「入所承諾通知書」を送付します。不承諾の場合は電話でご連絡します。

④ 【入所説明会】(3月)

入所に際し必要な書類や準備するものについて、各保育施設で説明します。

⑤ 【利用者負担額(保育料)の決定】(3月下旬~4月上旬)

保護者の市町村民税を基に利用者負担額(保育料)を算定し、郵送により通知します。

⑥ 【施設での利用開始】

入所当初は通常よりも短い時間での保育(慣らし保育)となります。子どもの状況によりますが、通常1週間から10日程度です。転園した場合も慣らし保育が必要です。3月中に慣らし保育をすることはできません。

(2) 年度途中からの入所申込み

【教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等利用申込書の提出】

「認定の申請」と「利用の申込み」は同時に行います。(→P4申込みに必要な書類)

・入所は原則毎月1日からとなります。

・入所を希望する月の前月15日までに健康福祉課へ提出してください。

その後の審査や入所調整、支給認定等は適宜実施します。

入所に関する各保育施設での説明等は事業所と日程調整の上実施行います。

年度途中からの入所でも、慣らし保育は必要となります。

(3) 町外の保育所の利用(広域入所)

広域入所とは、河津町在住の方が町外の施設を利用する制度です。保護者の勤務先が施設の所在市町にある、引っ越す予定があるなどの条件が必要になります。

施設のある市町との協議により受入れが決定しますので、広域入所の条件を満たしている場合でも、相手先の市町が受入れできない状況（待機児童がいるなど）であれば入所はできません。

通常の申込みとは異なりますので、広域入所を希望される場合は健康福祉課へご相談ください。

その際、①施設の空き状況 ②必要書類 ③申込み期限などを、事前に希望する施設がある市町へ問い合わせさせていただくと手続きがスムーズです。

3. 入所申込みに必要な書類について

① 教育・保育給付認定申請書 兼 利用申込書(両面) 児童1人につき1枚

② 保育の必要性を証明する書類 (下表参照)

《個人番号記入のお願い》

個人番号制度の開始に伴い、申請書へ個人番号(マイナンバー)の記載が必要になりました。記載された個人番号をもとに市区町村間で各種情報を連携することになりますので、記入をお願いします。

【保育の必要性を証明する書類】

父母両方、65歳未満の同居家族について提出してください。

保護者・家族の状況	提出書類(兄弟姉妹で申込む場合は1枚ずつで結構です)
就労(外勤・自営・内職) 就労予定を含む	<input type="checkbox"/> 就労証明書 *事業主の証明が必要です
妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 申告書 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し
疾病、障害	<input type="checkbox"/> 申告書 <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 障害者手帳、療育手帳、介護保険証の写し
介護、看護	<input type="checkbox"/> 申告書 <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 障害者手帳、療育手帳、介護保険証の写し
災害復旧	<input type="checkbox"/> 罹災証明書
求職活動	<input type="checkbox"/> 申告書 <input type="checkbox"/> ハローワークカードの写し
就学	<input type="checkbox"/> 申告書 <input type="checkbox"/> 就学証明書
育児休業中の継続利用	<input type="checkbox"/> 就労証明書(休業期間と復職予定日が記載されたもの)
その他	<input type="checkbox"/> 健康福祉課へお問い合わせください

4. 保育料について

※4月1日時点で2号認定の子ども（3～5歳児クラスの子）につきましては、幼児教育・保育の無償化にともなって、保育料の自己負担はございません。

（1）3号認定の子どもの保育料の決定方法

保育料は、4月1日現在の子どもの年齢と、保護者（父母）の市町村民税額をもとに決定します。原則、父母の合算した市町村民税額で決定しますが、実態として祖父母などの同居者が生計の中心者であることが明らかな場合には、同居者の市町村民税額で保育料を算定する場合があります。

4月～8月の保育料	前年度の市町村民税額をもとに算定します 例：令和4年4月分保育料⇒令和3年度市町村民税額で算定
9月～3月の保育料	当年度の市町村民税額をもとに算定します 例：令和4年9月分保育料⇒令和4年度市町村民税額で算定

- 毎年9月が保育料の切り替えの時期となります。
- 子どもの年齢は、4月1日現在の年齢が1年間適用されます。
- 3号認定（3歳未満）は標準時間・短時間によって保育料が異なります。
- 年度途中で3号から2号に認定変更した場合（2歳→3歳）も、その年度末までは「2歳児」として保育料を算定します。（無償化の対象とはなりません）
- 保育料算定における市町村民税額には、税額控除（住宅取得控除など）は反映されません。

（2）保育料の軽減

【一般世帯の多子軽減】

- 第3階層から所得割額 57,700 円未満の世帯
同一世帯の最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。
第1子、第2子を数えるのに、年齢制限はありません。
- 所得割額 57,700 円以上の世帯
保育所等を利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。
第1子、第2子と数えるのは、未就学の児童のみで数えます。

【ひとり親世帯、在宅障害児のいる世帯の軽減】

- 第3階層から所得割額 77,101 円未満の世帯は、一律 3,000 円となります。いずれの階層も2人目以降は無料となります。（年齢制限なし）

（3）保育料の納付方法

納付先は利用施設によって異なります。

- 保育園 ⇒河津町へ納付
町から配布される納入通知書により、金融機関または役場会計室でお支払いください。
納期限は各月末日です。（末日が休日の場合は翌営業日）
口座振替はできません。
- 保育園以外の施設 ⇒施設へ納付
納付方法は各施設にお問い合わせください。

(4) 給食費について

- 3号認定（満3歳未満、0・1・2歳児クラス）の子に関しては、保育料のなかに給食費を含んでいます。
- 2号認定（満3歳以上、3歳児クラス以上）の子に関しては、別途施設に直接支払いが必要となります。（数千円程度、金額は施設により異なる）
- 年度途中で3号から2号に認定変更した場合（2歳→3歳）も、その年度末までは保育料の中に給食費を含みます。

給食費の軽減措置

給食費は、主食費（ごはん、パンなど）と副食費（副菜、おやつなど）に分けることができます。

そのうち副食費については、免除となる世帯があります。

- 所得割額 57,700 円未満の世帯（ひとり親は所得割額 77,101 円未満）
- 所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども
（第1子、第2子と数えるのは、未就学の児童のみで数えます。）

5. 入所後の手続きについて

(1) 現況届及び次年度利用申込みの手続き

2号・3号認定を受けた方には、年に1回、保育の必要性の事由（認定要件）の確認のために「現況届」を提出していただきます。また、併せて、次年度の利用意思の確認（利用申込み）も行います。

- ・入所当初に就学前までの入所を希望した場合でも、入所の承諾は年度ごとになります。
- ・手続きの案内は、施設をとおして11月頃にお知らせします。

【提出書類】

- ① 教育・保育給付認定現況届 兼 利用申込書（継続用）
- ② 保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）

(2) 申請・届出内容に変更があった場合

勤務先や家庭状況の変更など、申請内容に変更が生じた場合は変更申請の手続きが必要です。

- ・勤務先が変わった
- ・住所が変わった
- ・家族構成が変わった
- ・仕事を退職した
→求職中となった段階で、「保育短時間認定（入所期間90日）」となります。
- ・母が妊娠した（出産した）
→育児休業を取得する場合は、産まれた子どもが1歳を迎える年度末まで入所できます。
出産から8週後の翌月から「保育短時間認定」となります。
- ・保護者が婚姻、離婚した
→保育料が変更になる場合があります。
- ・利用区分（短時間・標準時間）を変更したいとき
→認定の変更は、申請日の翌月からの適用（月単位）となりますのでご注意ください。
認定変更をする場合は、前月中に手続きをしてください。

（例）短時間認定だったが、6月15日からフルタイム勤務に変わる

- * 6月に手続きを行った場合 翌月7月から標準時間に変更
- * 5月に手続きを行った場合 翌月6月から標準時間に変更

- ・年度途中で退所したい場合
→「退所届」を提出してください。原則月末での退所となります。

(3) 支給認定証について

支給認定証は、保育施設を利用するために必要な書類です。支給認定証に記載されている内容が変更となった場合は、その都度交付しますが、変更がない場合は、有効期限まで交付されません。支給認定証の内容に変更があった場合などに返還していただくことがありますので、なくさないように保管してください。

【3号認定から2号認定への切替え】

3号認定は、満3歳到達時に2号認定に切り替わります。手続きは町が行いますので保護者の手続きは不要です。満3歳到達前後に新しい「支給認定証」を郵送します。

6. その他

(1) ファミリー・サポート・センターについて

ファミリー・サポート・センターは、「育児の援助をしてほしい人（依頼会員）」と「育児の援助ができる人（提供会員）」が会員となり、地域の中で助け合いながら子育てをする会員組織（有償ボランティア）です。

会員登録は、健康福祉課で随時受け付けています。

(2) 認可外保育施設を利用する場合

- ・4月1日時点で3～5歳児クラスの子については、保育の必要性の認定を受けた場合、保育料が無償化となります（3.7万円まで・新2号認定）。
- ・0～2歳児クラスの子についても、住民税非課税世帯の子どもたちは無償化の対象となります（4.2万円まで・新3号認定）。
- ・0～2歳児クラスの子で無償化の対象とならなかった方でも、河津町独自の助成制度があります。保護者が支払った利用料（入園料、教材費、通園バス利用料等を除く）から、河津町が定める保育料を差し引いた額を助成します。保育の必要性の認定を受ける必要があります。

申請手続きについては、健康福祉課へお問い合わせください。

年 月 日

様

(様)

3号認定(満3歳未満・保育認定)は、3歳の誕生日の前々日までとなります。3歳の前日から、2号認定(満3歳以上・保育認定)に切り替わります。

先に申請のありました支給認定につきまして、下記のとおり認定しました。

子どものための教育・保育給付に関する支給認定証

認定者番号	
児童	河津 一郎 令和2年5月5日生
保護者	河津 太郎 静岡県賀茂郡河津町田中212-2
内容	認定区分 : 満3歳未満・保育認定(保育標準時間) 認定期間 : 令和4年4月1日 から 令和5年5月3日まで 保育必要理由 : (父) 就労 (母) 就労
認定年月日 : 令和 年 月 日 上記のとおり認定します。	
河津町長	
<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">公印</div>	

河津町保育料一覧表(2号認定・3号認定)

階層区分		月額保育料					
		0～2歳(3号認定)		3～5歳(2号認定)			
		標準時間	短時間	標準時間	短時間		
第1		生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円	0円	
第2		町民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	
第3	1	町民税均等割のみ課税世帯	8,500円	8,300円	0円	0円	
	2	町民税所得割額課税世帯	町民税所得割額が5,000円未満	10,500円	10,300円	0円	0円
	3		5,000円以上48,600円未満	12,000円	11,800円	0円	0円
第4	1		48,600円以上52,200円未満	12,500円	12,100円	0円	0円
	2		52,200円以上57,700円未満	15,000円	14,600円	0円	0円
	3		57,700円以上60,500円未満	15,000円	14,600円	0円	0円
第5	4	60,500円以上72,400円未満	17,000円	16,600円	0円	0円	
	5	72,400円以上77,101円未満	20,000円	19,600円	0円	0円	
	1	77,101円以上84,600円未満	20,000円	19,600円	0円	0円	
第6	2	84,600円以上97,000円未満	23,000円	22,600円	0円	0円	
	3	97,000円以上120,400円未満	27,000円	26,400円	0円	0円	
	1	120,400円以上144,400円未満	30,000円	29,400円	0円	0円	
第7	2	144,400円以上169,000円未満	34,000円	33,400円	0円	0円	
	3	169,000円以上228,700円未満	36,000円	35,100円	0円	0円	
	1	228,700円以上267,600円未満	40,000円	39,100円	0円	0円	
第8	2	267,600円以上301,000円未満	46,000円	45,100円	0円	0円	
	1	301,000円以上348,600円未満	49,000円	47,800円	0円	0円	
第9	2	348,600円以上397,000円未満	54,000円	52,800円	0円	0円	
	1	397,000円以上	60,000円	58,400円	0円	0円	

A ↑

B ↑

※今後、改正がある場合がありますのでご了承ください。

多子軽減の子どもの数え方

- A 一般世帯の年齢制限なし
- B ひとり親世帯等の年齢制限なし

2号認定の子の副食費の軽減措置

- A 一般世帯の免除
- B ひとり親世帯等の免除

**普通徴収の場合
(口座引落・納付書)**

住宅取得控除など税額控除がある場合は、
控除前の所得割額で算定します。

平成 年度 町民税・県民税 課税明細書				行政区コード	世帯コード	基本コード
営業等	雑損	医療費	通知書番号			
農産	社会保険料	生命保険料	町民税	県民税		
不動産	地震保険料	障害者・寡婦(夫)・勤労学生	税額控除前所得割			
配当	配偶者・配偶者特別	扶養基礎	調整控除			
(収入)	合計	所得・山林・退職	配当控除			
所得	分譲短期譲渡	分譲長期譲渡	寄附金税額控除			
(収入)	株式等譲渡・上場株式等配当	控除	外国税額控除・調整額			
所得	所得割	均等割	配当者の特例控除			
その他	減免額		配偶者の合計所得			
雑	所得割		配偶者の特例控除			
合	均等割		配偶者の特例控除			
計			配偶者の特例控除			
所得金額			配偶者の特例控除			
繰越損失			配偶者の特例控除			
総所得金額等			配偶者の特例控除			

**市町村民税
・所得割
・均等割**

※所得金額で総合長期譲渡・一時の金額は、1/2前の金額が記載されていますが、総所得金額の欄は1/2後の金額で計算されています。
また、合計所得金額の欄は、分離譲渡の特別控除前の金額が記載されていますが、税額を計算するときは特別控除後の金額で計算されます。

**特別徴収の場合
(給与天引き)**

税額控除前の所得割額

**市町村民税
・所得割
・均等割**

平成 年度 給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)			
給与収入	主たる給与以外の合算所得区分	総所得①	市町村民税
給与所得		山林所得	税額控除前所得割額④
その他の所得計		分離短期譲渡	税額控除額⑤
		分離長期譲渡	所得割額⑥
		株式等の譲渡	均等割額⑦
		先物取引	税額控除前所得割額④
			税額控除額⑤
			所得割額⑥
			均等割額⑦
			特別徴収税額⑧
			控除不足額⑨
			既充当額⑩
			既納付額⑪
			差引納付額⑫⑩-⑨-⑪
			変更前税額⑬
			増減額⑭⑬-⑫
			変更月

河津町の教育・保育施設

区分		特定教育・保育施設		地域型保育事業所			
名称		さくら幼稚園(公立)	わかば保育園(私立)	家庭的保育			事業所内保育
所在地		笹原328番地の1	沢田83番地	ぐるんばのおうち	ワタナベイビーズ	ぼんぼんやまのおうち	伊豆今井浜病院 ひまわり保育所
建物		鉄筋その他造 2階	鉄筋コンクリート耐火建築 2階	木造 2階 (保育室は1階)	木造 2階 (保育室は1階)	木造 2階 (保育室は1階)	木造 3階 (保育室は1階と2階)
職員		園長 幼稚園教諭6名 町支援員6名(幼稚園・保育士資格有) 補助員配置	園長 保育士6名 調理員2名	家庭的保育者1名 (保育士・幼稚園教諭資格有) 補助者配置	家庭的保育者1名 (保育士・幼稚園教諭資格有) 補助者配置	家庭的保育者1名 (保育士・幼稚園教諭資格有) 補助者配置	保育士6名 保育助手1名
対象児童	認定区分	1号認定・新2号認定 (教育標準時間認定・預かり認定)	2号認定・3号認定 (保育短時間・保育標準時間)	3号認定(保育短時間)	3号認定(保育短時間)	3号認定(保育短時間)	3号認定(保育短時間)
	R4.4.1現在の年齢	3～5歳	1～5歳	生後6ヶ月～2歳	生後6ヶ月～2歳	生後6ヶ月～2歳	1～2歳
定員		180名	45名	5名	5名	5名	地域の児童5名程度 (全体では20名)
教育・保育基本時間		8:30登園 9:00～14:00	月曜から土曜日の 8:30～16:30	月曜から土曜日の 8:30～16:30	月曜から土曜日の 8:30～16:30	月曜から土曜日の 8:30～16:30	月曜から土曜日の 8:30～16:30
預かり保育・延長保育		教育日14:00～17:30 長期休業日 8:30～17:30 ※R3.4時点	早朝7:15～8:30 夕方16:30～18:15 (保育短時間認定の場合有料)	要相談	要相談	要相談	要相談
ならし期間		年少のみ 入園から5月連休明けは、11:30まで 1学期中は、13時まで	9～10日間 入園から4日間は、10:30まで 入園から5～8日の間は、12:00まで ただし土曜日は日数に入れない	5日程度	5日程度	5日程度	5日程度
休園日		土日曜・祝祭日 園長が認めた日 夏季・冬季・春季休業日	日曜・祝祭日 年末年始 (12月29日～1月3日)	日曜・祝祭日 年末年始 (12月29日～1月3日)	日曜・祝祭日 年末年始 (12月29日～1月3日) その他月に2～3日程度	日曜・祝祭日 年末年始 (12月29日～1月3日) その他月に2～3日程度	日曜・祝祭日 年末年始 (12月29日～1月3日)
給食(昼食・おやつ)		給食有(年少の1学期は無) 預かり保育はおやつ有	提供有 (3歳以上児の給食費負担有)	提供有	提供有	提供有	提供有
入所者説明会等		【令和4年1月下旬 予定】	【令和4年3月4日(金) 予定】	個別に説明	個別に説明	個別に説明	個別に説明
その他		PTA会費(月額250円) 教材費(月額400円) 絵本代(月額370円か420円)	送迎バス(月額5,400円) PTA活動(会費月額400円) 教材費等の負担費用有 お誕生日会・遠足等行事有	和久洋三氏が唱える『子どもに発 見と創造の喜びを』を大切に した、豊かに生きるための基礎が 身につく、健やかにのびのびと 育つ保育を心掛けています。	お子様の月齢や様子に合わせた のんびりと温かい保育を心がけ ています。	乳幼児の大切な時期を、心ゆた かに、温かい保育を心がけてい ます。子どもたちにとって、安心し て生活できる、もうひとつのおう ちです。	家庭的で、明るく楽しい環境の 中、目の行き届いた安心のゆとり の保育を提供しています。

* 家庭的保育の所在地は、防犯のため番地を省略しています